

愛媛県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業運営要領

第1 目 的

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に係る社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会における事務処理要領を定め、当該事業の円滑な運営に資することを目的とする。

第2 貸付対象者

- 1 高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）の貸付けの対象となる者は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号。以下「法」という。）第 31 条第 2 号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第 31 条の 10 において準用する法第 31 条第 2 号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「高等職業訓練促進給付金」という。）の支給を受ける者であり、かつ、原則として愛媛県に住民登録をしている者であって、養成機関修了後、原則、愛媛県の区域において第 10（1）に規定する業務に従事しようとする者とする。
- 2 高等職業訓練促進給付金の支給を受け准看護師養成機関を修了する者が、引き続き看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合における訓練促進資金の取扱いは、次のとおりとする。
 - （1）入学準備金については、准看護師養成機関の入学時に貸付けを行うこととし、看護師の養成機関の入学時において改めて貸付けを行わないこと。
 - （2）就職準備金については、原則として准看護師養成機関の修了時には貸付けを行わないこととし、看護師の養成機関を修了し、資格を取得した時点において就職準備金の貸付けを行うこと。
 - （3）看護師の養成機関を修了した後、取得した資格を活かして就職し、その業務に 5 年間従事した場合には、貸付けた入学準備金及び就職準備金の返還が免除されること。
- 3 住宅支援資金の貸付対象となる者は、愛媛県に住民登録をしている者で、児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）による児童扶養手当の支給を受けている者（児童扶養手当の支給を受けているものと同等の所得水準の場合を含む）であって、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成 26 年 9 月 30 日雇児発 0930 第 4 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）の策定を受けている者とする。

なお、所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても 1 年以内の者については対象とする。

第3 貸付申請

- 1 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）のうち、訓練促進資金の申請者は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（様式第 1－1 号）に次に掲げる書類を添えて、高等職業訓練促進給付金の支給を受

ける若しくは高等職業訓練促進給付金の支給を受けた市福祉事務所又は愛媛県地方局（以下「給付金支給機関」という。）を通じて、社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2-1号）
 - (2) 市福祉事務所長又は愛媛県地方局長が、申請者に対する高等職業訓練促進給付金の支給を決定した通知書の写し
 - (3) 住民票又は戸籍謄本（申請者と連帯保証人分）
 - (4) 所得・課税証明書（申請者と連帯保証人分）
- 2 前項の規定による貸付申請は、原則、次の各号に定める期日までに行うものとする。
- (1) 入学準備金については、高等職業訓練促進給付金の支給決定の通知を受けた日から起算して30日以内とする。
 - (2) 就職準備金については、養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から起算して30日以内とする。
- 3 住宅支援資金の申請者は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（様式第1-2号）に次に掲げる書類を添えて、プログラム策定員を通じて、会長に提出しなければならない。
- (1) 誓約書（様式第2-2号）
 - (2) 策定されたプログラムの写し等プログラムの策定を受けていることが証明できる書類の写し
 - (3) 住民票又は戸籍謄本（申請者と連帯保証人分）
 - (4) 所得・課税証明書（申請者と連帯保証人分）
 - (5) 住居の賃貸借契約等、当該貸付に必要な事項を確認できる書類の写し

第4 連帯保証人

- 1 申請者は、原則、独立の生計を営む成年者（原則、愛媛県内に居住する者）の連帯保証人を1名立てるものとする。
- 2 申請者が未成年者である場合には、前項の連帯保証人のうち1名は申請者の法定代理人でなければならない。
- 3 連帯保証人は、訓練促進資金及び住宅支援資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第18の規定による延滞利子を包含するものとする。

第5 貸付決定の通知

会長は、貸付けの決定をしたときは、給付金支給機関を経て申請者に通知する。

第6 貸付けの方法

- 1 訓練促進資金
 - (1) 貸付金の交付は、一括で行うものとし、訓練促進資金の貸付決定を受けた者（以下「借受人」という。）の名義の口座へ振込する。
 - (2) 貸付額は、入学準備金については500,000円以内、就職準備金については200,000

円以内とする。

- (3) 訓練促進資金は、養成機関に支払う入学金、教材費等の納付金その他参考図書、学用品、交通費等に充当するものであるもので、貸付金については、前項に定める金額の範囲内であれば入学金等養成施設等に対する納付金の額の如何を問わず、本人の希望する額を貸し付けて差し支えないものとする。
- (4) 利子は、連帯保証人を立てる場合は、無利子とし、連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子、履行猶予期間経過後はその利率を年 1.0 パーセントとする。

2 住宅支援資金

- (1) 貸付金の交付は、毎月交付することが望ましいが、4 半期に 1 回の交付など実情に応じて交付して差し支えないものとする。
- (2) 貸付額は、入居している住宅の家賃の実費（上限 7 万円）とする。
- (3) 住宅支援資金の利子は無利子とする。

第 7 借用書

借受人は、別に定める期間までに、決定した全額についてのひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金借用書（訓練促進資金にあつては様式第 3－1 号、住宅支援資金にあつては様式第 3－2 号）及びひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金振込口座申請書（様式第 4 号）を、給付金支給機関を通じて会長に提出しなければならない。

第 8 貸付けの取消し

会長は、借受人が次のいずれかに該当したときは、貸付けを取り消すものとする。

1 訓練促進資金

- (1) 第 2 の 1 に規定する者でなくなったとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) その他訓練促進資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 住宅支援資金

- (1) 第 2 の 3 に規定するものでなくなったとき
- (2) その他住宅支援資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

第 9 休学等

借受人は、以下の場合、直ちに給付金支給機関を通じて会長に届出をしなければならない。

1 訓練促進資金

休学、停学、復学、留年及び退学した場合 休学等届（様式第 5－1 号）

2 住宅支援資金

休職、復職、退職、自立支援プログラム終了又は辞退した場合 休職等届（様式第 5

第 10 返還の債務の当然免除

借受人は、次のいずれかに該当するときは、訓練促進資金及び住宅支援資金の返還の債務の免除を受けることができるものとする。

1 訓練促進資金

(1) 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から 1 年以内に就職し、愛媛県の区域内等において、取得した資格が必要な業務に従事し、5 年間引き続き（他種の養成機関における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）業務に従事したとき。

(2) (1) で規定する従事期間内に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 住宅支援資金

(1) 現に就業していない者が住宅支援資金による貸付けを受けた日から 1 年以内に就職又は現に就業している者が住宅支援資金による貸付けを受けた日から 1 年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職をし、1 年間引き続き就業（災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により就業できなかった場合は、引き続き就業しているものとみなす。ただし、当該就業期間には算入しない。）を継続したとき。

(2) (1) で規定する従事期間内に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

第 11 返還

1 訓練促進資金

訓練促進資金の返還は、次のいずれかに該当する場合（他種の養成施設における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は除く。）に、会長が定める金額を、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して会長が定める期間（第 15 又は第 16 の規定により返還の債務の猶予をされたときは、その期間に当該猶予期間を加えた期間）内に行わなければならない。

(1) 第 8 の 1 の規定により訓練促進資金の貸付けを取り消されたとき。

(2) 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から 1 年以内に第 10 の 1 (1) に規定する業務に従事しなかったとき。

(3) 第 10 の 1 (1) に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。

(4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により第 10 の 1 (1) に規定する業務に従事できなくなったとき。

2 住宅支援資金

住宅支援資金の貸付を受けた者が、次のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は除く。）に、会長が定める金額を、その規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して会長が定める期間（第 15 又は第 16 の規定によ

り返還の債務の猶予をされたときは、その期間に当該猶予期間を加えた期間）内に行わなければならない。

- (1) 第8の2の規定により住宅支援資金の貸付けを取り消されたとき。
- (2) 貸付終了後1年が経過したとき。
- (3) 死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

第12 返還の方法等

- 1 訓練促進資金及び住宅支援資金の返還は、月賦又は半年賦の均等払い方式によるものとする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。
- 2 第11の1(1)から(3)、又は第11の2(1)及び(2)に掲げる事由が生じたことにより訓練促進資金又は住宅支援資金を返還しなければならなくなった者は、その事由が生じた日（免除又は猶予の申請をしている場合にあっては、その申請の決定を受けた日）から15日以内にひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画申請書（訓練促進資金にあっては様式第6-1号、住宅支援資金にあっては様式第6-2号）を会長に提出しなければならない。

第13 返還の債務の裁量免除

1 訓練促進資金

会長は、借受人が次のいずれかに該当する場合は、訓練促進資金の返還の債務（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）を当該定める範囲内において、免除することができるものとする。

- (1) 死亡、又は障害により貸付けを受けた訓練促進資金を返還することができなくなったときは、返還の債務の額の全部又は一部。（相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限る。）
- (2) 長期間所在不明となっている場合等、訓練促進資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還の債務の額の全部又は一部。（相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限る。）
- (3) 第10の1(1)に規定する業務に従事したときは、返還の債務の額の一部。

2 住宅支援資金

会長は、次のいずれかに該当する場合は、住宅支援資金の返還の責務を当該定める範囲内において免除することができるものとする。

- (1) 死亡、又は障害により貸付けを受けた訓練促進資金を返還することができなくなったときは、返還の債務の額の全部又は一部。（相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限る。）
- (2) 長期間所在不明となっている場合等、住宅支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還の債務の額の全部。（相続人又は連帯保証人へ請求を行っ

てもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限る。)

第 14 裁量免除の額

第 13 の 1 (3) の裁量免除の額は、愛媛県の区域内等で第 10 の 1 (1) に規定する業務に従事した年数を 5 で除した数値を、返還の債務の額に乗じて得た額とする。

第 15 返還の当然猶予

借受人は、次のいずれかに該当する場合は、当該掲げる事由が継続している期間、修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けることができるものとする。

- (1) 第 8 の 1 の規定により訓練促進資金の貸付けを取り消された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき。
- (2) 当該養成機関を卒業後さらに他種の養成機関において修学しているとき。

第 16 返還の裁量猶予

1 訓練促進資金

会長は、借受人が次のいずれかに該当する場合は、当該掲げる事由が継続している期間、訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予することができるものとする。

- (1) 愛媛県の区域内等で第 10 (1) に規定する業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由があるとき。

2 住宅支援資金

会長は、住宅支援資金の貸付けを受けた者が次のいずれかに該当する場合には、当該掲げる事由が継続している期間、住宅支援資金の返還の債務の履行を猶予することができるものとする。

- (1) 第 10 条の 2 (1) に定める就業期間中であるとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

第 17 免除又は猶予の申請

- 1 返還の免除を受けようとする者は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書(訓練促進資金にあつては様式第 7-1 号、住宅支援資金にあつては様式第 7-2 号)に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 業務に従事した施設又は団体の長の発行する取得資格業務従事期間証明書(訓練促進資金にあつては様式第 8-1 号、住宅支援資金にあつては様式第 8-2 号)
- (2) 死亡、離職、災害、疾病等による場合にあつては、その状況を証する書類

- 2 返還の猶予を受けようとする者は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書(訓練促進資金にあつては様式第 9-1 号、住宅支援資金にあつては様式第 9-2 号)に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 就学による場合にあつては、養成機関の長の発行する在学証明書
- (2) 就業による場合にあつては、業務に従事する施設又は団体の長が証明した業務従事届(訓練促進資金にあつては様式第 10-1 号、住宅支援資金にあつては様式第 10

－ 2 号)

(3) (1) 又は (2) 以外の場合にあっては、申請の理由を証明する書類

3 会長は、返還の免除又は猶予を決定したときは、その旨を申請者に通知する。

第 18 延滞利子

借受人は、正当な理由なく訓練促進資金又は住宅支援資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3.0 パーセントの割合で計算した延滞利子を納めなければならない。なお、令和 2 年 3 月 31 日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、従前の例によることとする。ただし、当該延滞利子が払込の請求及び督促を行うための経費等、当該延滞利子を徴収するために要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができるものとする。

第 19 従事期間

- 1 第 10 の 1 (1) 及び第 13 の 1 (3) に規定する従事期間（以下「従事期間」という。）を計算する場合においては、原則として月数によるものとする。
- 2 従事期間を計算する場合においては、愛媛県の区域内等で第 10 の 1 (1) に規定する業務に従事することとなった日の属する月から従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。
- 3 借受人のうち職業訓練促進資金に係る者は、従事期間の確認のため、毎年度、取得資格業務従事届（様式第 10－1 号）を会長に提出しなければならない。

第 20 届出等義務

借受人が、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに当該届を会長に提出しなければならない。

1 職業訓練促進資金

- (1) 氏名又は住所を変更したとき 氏名・住所変更届（様式第 11 号）
- (2) 取得した資格の登録をしたとき 取得資格登録届（様式第 12 号）
- (3) 従事先が変更になったとき 取得資格業務従事先変更届（様式第 13 号）
- (4) 借受人が死亡したとき 借受人死亡届（様式第 14 号）
- (5) 連帯保証人を変更したとき 連帯保証人変更申請書（様式第 15 号）

2 住宅支援貸付金

- (1) 氏名又は住所を変更したとき 氏名・住所変更届（様式第 11 号）
- (2) 家賃や他制度からの支援状況に変更が生じたとき 貸付変更申請書（様式第 16 号）
- (3) 求職活動をしたとき 求職活動実施状況届（様式第 17 号）
- (4) 従事先が変更になったとき 業務従事先変更届（様式第 18 号）
- (5) 借受人が死亡したとき 借受人死亡届（様式第 14 号）
- (6) 連帯保証人を変更したとき 連帯保証人変更申請書（様式第 15 号）

第 21 書類の経由

この要領により会長に提出する書類は、借受人が養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から 1 年以内の期間にあっては、支給機関の長を経由しなければならない。

第 22 その他

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会は、この要領の趣旨を逸脱しない範囲において、地域の実情に即した効率的かつ効果的な運営を行って差し支えないものとする。

附 則

この要領は、平成 28 年 3 月 24 日から施行し、平成 28 年 2 月 12 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 27 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 5 月 21 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 21 日から施行し、令和 3 年 4 月 23 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 5 月 13 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 21 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。